

公的部門ガイドライン等の作成について

(令和 3 年個人情報保護法改正関係)

(案)



令和 3 年 9 月

公的部門ガイドライン等の全体像（案）

- デジタル社会形成整備法第50条及び第51条による改正後の個人情報保護法（令和3年改正法）のうち、第5章（行政機関等の義務等）を始めとする、公的部門（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人）に係る規定に関して、規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すため、以下の資料を策定・公表することとする。
- なお、委員会は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、以下の資料以外にも、資料の公表や注意喚起などを臨時的・機動的に行うものとする。

1. 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

- 行政機関等に対して個人情報の取扱いに関する規律の概要を示すとともに、国民・事業者に対しても情報提供するもの

2. 個人情報の保護に関する法律に関する行政機関等向け事務対応ガイド

- 主に行政機関等の実務担当者に向けて、個人情報の取扱いや開示等手続を適正かつ円滑に行うための資料として作成するもの（標準的な様式、手順等を示すもの）

3. 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

- ガイドライン等を補足する事項（例：具体的事例への当てはめ）を示すもの

※令和3年改正法においては、国の行政機関・独立行政法人等と地方公共団体等について、原則として同様の規定が適用されることに鑑み、上記の各資料は、国・地方双方に係る規律を統一的に示すこととする。

公的部門ガイドライン等の策定に向けて

- 令和4年4月施行分（国の行政機関・独立行政法人等）に係る**ガイドライン**については、意見募集を実施した上で年明けまでに公表、「**事務対応ガイド**」・「**Q&A**」についても同時期までの公表を目指す。
- 令和5年春施行分（地方公共団体等）については、政令・規則と併せて、来年4月までに**ガイドライン等**を公表することを目指す。引き続き説明会等を通じた地方公共団体等の意見交換を行っていく。

（これまでの経過）

- 令和3年5月12日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 成立
（→同19日公布）
- 令和3年5月19日 **第174回 個人情報保護委員会**
 - 「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」
- 令和3年6月1・2・3日 **都道府県向け説明会（全3回）**
- 令和3年6月23日 **第176回 個人情報保護委員会**
 - 「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について」
 - 「学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）（案）について」
- 令和3年7月2日～16日 **全国自治体向け説明会（全6回）**
- 令和3年8月4日 **第181回 個人情報保護委員会**
 - 「令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について」（→**意見募集実施**）

4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）

参考1
第174回委員会資料抜粋
(令和3年5月19日)

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進める。
- 影響が大きい主体（原則として民間部門の規律が適用される規律移行法人等、法律による共通ルールが適用される地方公共団体等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等）を中心として、改正法や政令等の十分な周知を行う。
- 所掌業務の増加に対応した適切な組織体制を検討し、整備する。

○ 政令・規則・ガイドライン等の整備

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応における意見聴取などを通じ、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めることとする。
- ・ ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を、可能な限り明確に示すこととする。

○ 改正法や政令等の周知

- ・ 説明会や個別の問合せへの対応等を通じて、改正法、政令・規則・ガイドライン等の周知を図る。
- ・ 地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保する。
- ・ 民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う。

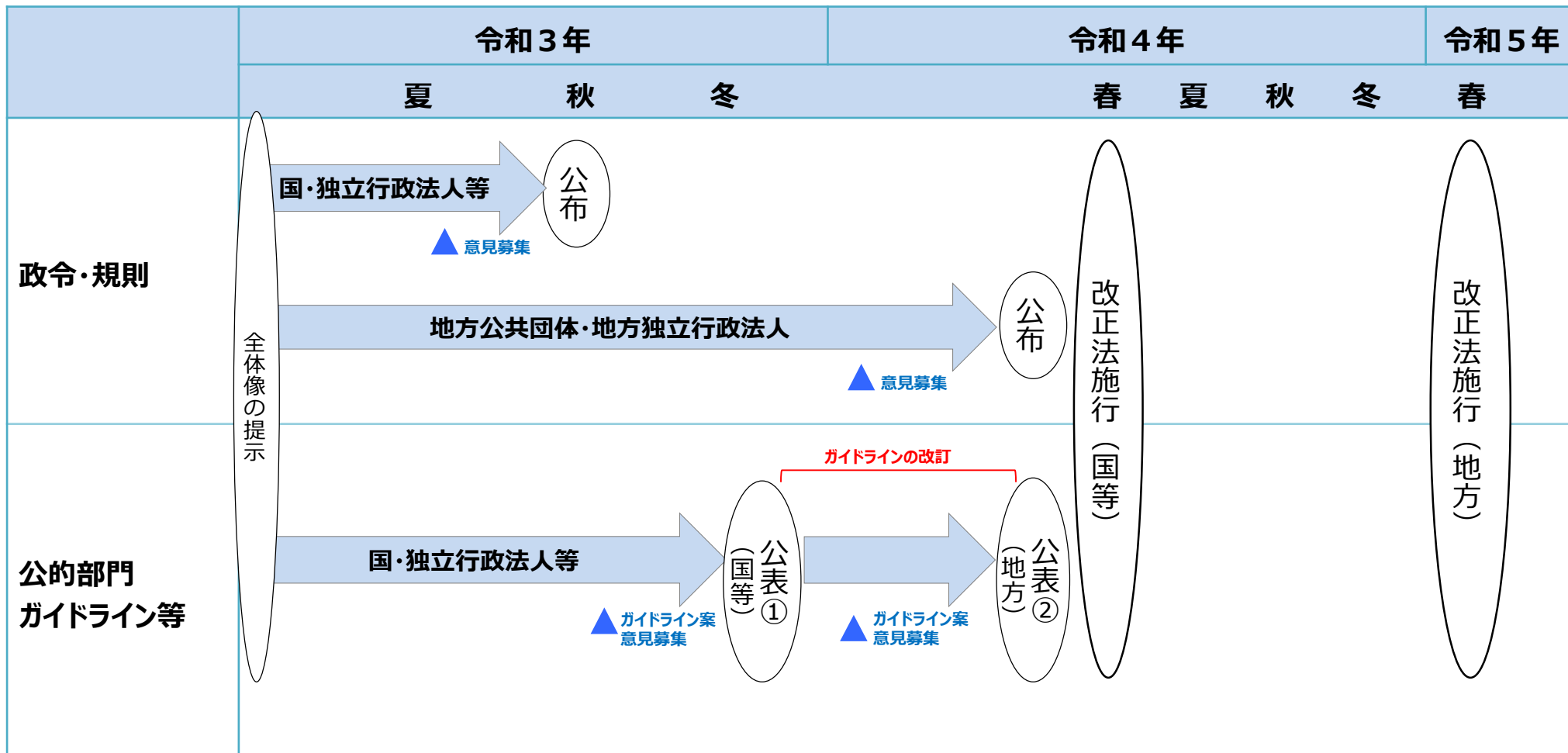
○ 組織体制の整備

- ・ 行政機関等に対する監視権限の行使、地方公共団体からの求めに応じた情報の提供、総合案内所の整備等、所掌業務の増加に対応すべく、適切な人員・組織体制を検討し、整備する。
- ・ 改正法の全面施行に先立ち、これまでの民間事業者や個人に加えて、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する。

令和3年改正法の施行に関する公的部門ガイドライン等の策定スケジュール

参考2
第176回委員会資料抜粋
(令和3年6月23日)

■ I. で示した方針の下、下記のスケジュールで政令・規則、ガイドライン等を整備する。



※ 施行準備スケジュールのうち、本資料に特に関係する部分のみ記載
 ※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。